

## セントクリストファー・ネービスの入国規制措置（7月12日更新）

7月12日、セントクリストファー・ネービス政府は、新型コロナウイルス対策として、同国の入国規制措置を以下のとおりとする旨発表しました。なお、今次変更により、到着後の認可ホテルでの滞在が3日間に短縮され、4日目に行われる検査が陰性であれば、国内での活動が許可されます。

1 ワクチン完全接種者のみ同国への入国を許可する（除く、同国民及び居住者）。ワクチン未接種の18歳未満の子どもについては、ワクチン完全接種者である両親とともに入国する場合には、入国を許可され、両親と同様の滞在期間となる。

2 英国、ブラジル、インド、南アフリカからの渡航者及びワクチン未接種者、ワクチン不完全接種者の入国は許可されない。

3 ワクチンの最終接種（ファイザー、モデルナ、アストラゼネカの2回目接種、あるいは、1回接種ワクチン（ジョンソン&ジョンソン）の接種）から2週間経過した渡航者をワクチン完全接種者と見なし、公的な同ワクチン接種記録カードのコピーが証拠となる。

4 渡航者は、政府ウェブサイト上で渡航許可申請を行い、ワクチン接種カード及び認可ホテルの予約証明書を提出する必要がある。ワクチン接種カードの提出及び渡航許可申請手続き完了後、渡航者は、ワクチン接種カードの許可及び渡航許可手続き番号を受け取ることとなる。また、渡航許可申請後、渡航72時間前以内に、国際規格を満たした施設で実施されたRT-PCR検査陰性結果（鼻咽頭検査）をアップロードする必要がある。同関連書類の審査後、入国許可書を受け取ることとなる。

5 渡航に際しては、ワクチン接種カードのコピーとRT-PCR検査陰性結果のコピーを保持する必要がある。空港到着時には、体温検査等の健康審査が課され、新型コロナウイルスの症状が見られる場合には、空港で検査費用自己負担（150米ドル）の下、RT-PCR検査が課される。

6 航空機で到着するワクチン完全接種者は、認可ホテルで3日間滞在する必要があり、同ホテル内を自由に行動でき、ホテル内のアクティビティに参加出

来る。3日を超えて滞在する場合は、滞在4日目に検査（150米ドル、費用自己負担）を受ける必要があり、同検査が陰性の場合には、国内での活動が許可される。

7 航空機で到着するワクチン完全接種者は、出国時のRT-PCR検査結果の提出は不要となり、次の渡航先国で出発前検査が必要な場合は、出発の72時間前にRT-PCR検査が行われる。

8 個人の賃貸住宅やコンドミニアムでの滞在を希望する渡航者は、セキュリティーを含め自己負担の下、検疫住宅として事前承認された物件に滞在する必要があり、申請手続きを事前に行う必要がある。

同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：セントクリストファー・ネービス保健省

<https://www.facebook.com/StKittsHPU/>

参考：入国規制情報

<https://www.stkittstourism.kn/travel-advisory-update>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street、 St. Clair、 Port of Spain、 Trinidad and Tobago

ホームページ：[https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

E-mail：[ryouji@po.mofa.go.jp](mailto:ryouji@po.mofa.go.jp)

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。